

がん治療による外見の変化にお悩みの方へ

南房総市では、外見の変化を伴うがんを治療中の方、または受けていた方の、ウィッグや補整具等の購入（レンタル）費用の一部を助成します。



【対象者】

次の1～3のすべてに当てはまる方

（対象者が未成年の場合は、保護者または未成年後見人が申請）

- 1 申請日時点で、市内に住所を有するがん患者（がんの治療を受けた方、または現在治療中の方）
- 2 がん治療に伴う脱毛、乳房の切除等において対処する医療用補整具を購入またはレンタルした方
- 3 過去に同様の助成を受けていない方

【対象となる医療補整具と助成の上限額】

種別	対象	助成額
ウィッグ	・ ウィッグ（毛付き帽子も含む） ・ ウィッグ装着時に必要なネットやインナーキャップ × 付属品およびケア用品（クリーナー、リンス及びブラシ等）は対象外です。	上限5万円
胸部補整具	・ 補整下着（サイズ調整やカット費含む） ・ プレストバンド ・ 補整用シリコンパッド ・ 人工ニップル（胸部補整具の着脱に必要な接着剤や剥離剤を含む）	上限2万円
エピテーゼ※	・ 乳房、乳頭、鼻、耳等 （再建術等によって体内に埋め込まれたものは除く）	上限5万円

※エピテーゼとは、がんの治療に伴い欠損した部位を補うために体表に取り付けられる人工物（乳房、乳頭、鼻、耳等）をいう。

【注意点】

- ・ 各種別ごと1回のみ（同種類の複数の購入・レンタルはまとめて申請してください）
- ・ 送料や手数料は助成の対象外
- ・ 令和7年4月1日以降に購入・レンタルしたものが対象
- ・ 上限額または実費のうちいずれか少ない額を助成

【よくある質問】

Q1 申請できる補整具等はそれぞれ1つまでですか？

A1 補整具等の区分ごとに、複数個の申請が可能です。ただし、申請は1回限りですので、まとめて申請をしてください。また、複数購入の場合でも助成対象額の上限は変わりません。

Q2 ウィッグは医療用のものが助成対象ですか？

A2 いいえ。医療用でなくても助成対象です。

【申請から補助金交付までの流れ】

1 補整具等の購入またはレンタル

購入またはレンタル時には必ず領収書を受け取ってください。

2 補助金の申請・請求

購入・レンタルを開始した日の翌日から1年以内に申請して下さい。

下記の書類を三芳保健福祉センター健康推進課窓口へ提出してください。

☐ 申請書兼請求書（要押印）

☐ がんの治療を受けたことが分かる書類（診断書、診療明細書、治療方針計画書など）

☐ 領収書（原本）※宛名、購入（レンタル開始）日、金額、品目、発行元の記載があるもの

☐ カタログ・品名・品番・メーカー等がわかるものの写し（領収書に記載のない場合）

☐ レンタルの場合は契約書の写し

☐ 振込口座（申請者名義）が確認できる通帳等の写し

3 助成費の支払い

申請内容の審査終了後、交付決定通知書（兼額確定通知書）を郵送し、申請時に指定された

口座に助成金を振り込みます。（助成要件を満たさない場合、不交付決定通知を郵送します。）

【問い合わせ】

健康推進課

TEL:0470-36-1154

Mail:kenkosuishin@city.minamiboso.lg.jp